

令和 2 年（2020 年） 2 月 27 日

各関係事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス及び障害児
通所支援の例外的な報酬算定の取扱いについて**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る事業所の休業に伴う例外的な報酬算定の取扱いについて、下記のとおり、通知いたします。

なお、例外的な報酬算定は、事業所の休業補償が目的ではなく、やむを得ず事業所における支援ができない場合に、利用者に必要な支援をできる限り行ったことを評価するものですので、趣旨をご理解いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 例外的な報酬算定の要件

下記の①又は②を満たし、かつ、③を満たす場合に、例外的な報酬算定が可能となります。ただし、報酬算定の適否は個別に判断いたしますので、報酬算定の対象とする前に、必ず障がい福祉課までご相談くださいますようお願いいたします。

- ① 札幌市からの休業の要請を受けて休業している場合
- ② 職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと札幌市が判断する場合
- ③ 利用者の居宅等において、健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと札幌市が認める場合

2 留意事項

- (1) ②は、原則、職員、利用者又はその家族等に感染が確認された場合などを想定しておりますが、令和2年2月27日（木）から3月8日（日）までの間は、感染予防のための自主的な休業等により、サービス事業所での支援が困難と認められる場合も、やむを得ないものとして判断いたします。
- (2) ③は、短時間かつ電話による単なる安否確認など、具体的な支援を伴わないものについては、原則、対象となりません。
- (3) 居宅等で支援を行う場合は、事業所のみで決めることなく、必ず利用者の同意を得たうえで、行うようお願いいたします。
- (4) 報酬算定に係る相談は、詳しく事情をお伺いする必要がありますので、電話での相談をお願いいたします。

3 添付資料

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員
基準等の臨時的な取扱いについて（第2報） 別添

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係
--